

第 158 号 (令和 6 年 2 月 15 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】 3
- △ 横浜市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則【市民局地域施設課】 4

【告示】

- △ 計量法第 20 条第 1 項の規定に基づく指定定期検査機関の指定【経済局消費経済課】 6
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業の収納取扱金融機関の指定の一部改正【環境創造局経理経営課】 25
- △ 保存すべき樹木の指定【環境創造局みどりアップ推進課】 26

【公告】

- △ 下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者の決定に関する一般競争入札の施行【環境創造局下水道事業マネジメント課】 27
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 30
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 31
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 32
- △ 同【建築局調整区域課】 33
- △ 同【建築局調整区域課】 34
- △ 同【建築局調整区域課】 35
- △ 同【建築局調整区域課】 36
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 37
- △ 同【建築局調整区域課】 38
- △ 同【建築局調整区域課】 39
- △ 同【建築局調整区域課】 40
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 41
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 42
- △ 同【建築局建築指導課】 43

【区告示】

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】 44
- △ 同【旭区地域振興課】 45

△ 同	【旭区地域振興課】	46
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【瀬谷区総務課】	47
[教育委員会]		
△ 公印の廃止	【総務課】	48
[正誤]		49

規 則

横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則
を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 3 号

横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定
め る 規 則

横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 4 年 12 月 横 浜 市 条
例 第 43 号) は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第4号

横浜市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市公会堂条例施行規則（昭和28年3月横浜市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「使用又は」を削り、「市長（条例第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に規定する指定管理者に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。次条ただし書、第3条第3号、第4条及び第5条において同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「使用又は」を削り、同条第3号中「使用日時又は」を削り、同条第4号中「使用し、又は」を削る。

第2条中「使用しようとする日（以下「使用日」という。）又は」を削り、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「使用し、又は」及び「使用日又は」を削り、同条第2号中「使用日又は」を削る。

第3条を削る。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、「使用又は」を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）又は」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、「使用者又は」を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条第3項中「市長」を「区長」に、「または」を「又は」に改め、同条を第7条とする。

第10条及び第11条を削る。

第12条中「第10条第4項ただし書」を「第9条第4項ただし書」に改め、同条を第8条とする。

第13条中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第9条とする。

第14条中「第12条ただし書」を「第11条ただし書」に改め、同条を第10条とする。

第15条から第19条までを削り、第20条を第11条とする。

別表を削る。

別記様式中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告示

横浜市告示第 40 号

計量法第 20 条第 1 項の規定に基づく指定定期検査機関の
指定

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項に規定する指定定期
検査機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 名称及び所在地

公益財団法人横浜市消費者協会

理事長 阿南 久

港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号

2 指定の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に
規定する非自動はかり、分銅及びおもり。ただし、ひょう量 1 ト
ン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所で使用する
ひょう量 1 トン未満の特定計量器を除く。

3 指定の区域

横浜市全域

4 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 41 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 5 年 12 月 1 日	ク ロ ダ 矯 正 歯 科	青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 9 番 地 の 5
同	田 奈 あ お ば 薬 局	青 葉 区 田 奈 町 77 番 地 の 80
同	横 浜 鴨 居 歯 科 ・ 矯 正 歯 科	都 筑 区 池 辺 町 4,035 番 地 の 1
同	と つ か ア イ ク リ ニ ッ ク	戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 6
同	イ シ イ ク リ ニ ッ ク	戸 塚 区 戸 塚 町 3,960 番 地
令 和 5 年 12 月 5 日	ク ロ ー ヴ ァ 歯 科 ク リ ニ ッ ク	都 筑 区 北 山 田 三 丁 目 12 番 13 号
令 和 5 年 12 月 11 日	神 仙 堂 薬 局	磯 子 区 杉 田 三 丁 目 11 番 15 号
令 和 6 年 1 月 1 日	平 田 歯 科 医 院	鶴 見 区 下 末 吉 二 丁 目 19 番 2 号
同	高 島 町 薬 局	西 区 平 沼 一 丁 目 2 番 8 号
同	横 浜 わ か ば 眼 科	西 区 南 幸 二 丁 目 16 番 1 号
同	ハ ッ ク ド ラ ッ グ 横 浜 長 者 町 8 丁 目 薬 局	中 区 長 者 町 8 丁 目 12 5 番 地
同	ハ ッ ク ド ラ ッ グ 横 浜 和 田 町 薬 局	保 土 ケ 谷 区 和 田 一 丁 目 12 番 24 号
同	き み ど り 薬 局	金 沢 区 能 見 台 通 7 番 22 号
同	ア イ セ イ ハ ー ト 薬 局 新 綱 島 店	港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 9 番 10 号
同	し ん つ な シ ェ ル キ ッ ク	港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 9 番 10 号

同	新網島鈴木眼科	港北区綱島東一丁目 9 番 10 号
同	新網島皮ふのクリニ ック	港北区綱島東一丁目 9 番 10 号
同	青葉歯科口腔外科	青葉区青葉台二丁目 3 番地の 1
同	あろは薬局	都筑区荏田東四丁目 3 番 19 号
令和 6 年 1 月 15 日	しろくま耳鼻咽喉科	栄区桂町 669 番地の 8
令和 6 年 2 月 1 日	立場駅前歯医者・矯 正歯科クリニック	泉区中田北一丁目 1 番 34 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社 T ' s P R O J E C T	静岡県三島 市谷田 1,20 9 番地の 49	暁訪問看護ス テーション	中区新山下一 丁目 9 番 6 号

横浜市告示第 42 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 1 月 1 日	有 田 直 輝	きくな鍼灸マッ サージ治療院	神奈川区西寺尾二 丁目 24 番 2 号
同	石 原 郁 也	関内伊勢佐木整 骨院	中区伊勢佐木町 1 丁目 5 番地の 1
令和 6 年 2 月 1 日	江 村 彰 人	開設なし	鶴見区鶴見中央五 丁目 10 番 2 号
同	岡 田 武 典	こぼり治療院ト ータルケア横浜	鶴見区鶴見中央五 丁目 30 番 10 号
同	林 梨 恵 子	訪問鍼灸マッサ ージ K E i R O W 横浜神奈川ス テーション	西区西神奈川三丁 目 17 番地の 3
同	吉 田 健 吾	横浜西口あおば 接骨院	西区南幸二丁目 16 番 1 号
同	岩 元 忠 之	訪問はりきゅう マッサージメッ ク治療院	中区日ノ出町 1 丁 目 76 番地の 1
同	北 原 奈 那	北原鍼灸院	港南区笹下二丁目 25 番 3 号
同	土 岐 淳 子	同	同
同	橋 田 元 臣	開設なし	保土ヶ谷区法泉一 丁目 4 番 2 号
同	岡 田 雄 大	訪問はり灸治療 院チームサポ	金沢区金沢町 36 番 地の 3
同	池 田 和 義	大倉山バランス 指圧治療院	港北区大倉山五丁 目 29 番 3 号
同	木 曾 麻 子	フリース在宅マ ッサージ横浜瀬 谷区施術所	瀬谷区本郷一丁目 23 番 33 号
同	木 曾 武	同	同

横浜市告示第 43 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 5 年 3 月 14 日	薬局 マツモトキョシフオルテ 横浜川和町店	(新) 都筑区川和町 3,030 番地
		(旧) 都筑区川和町 1,403 番地
令和 5 年 12 月 1 日	(新) 共創未来 芦名橋薬局	磯子区磯子二丁目 14 番 10 号
	(旧) さくらんぼ薬局	
同	(新) さくら薬局 戸塚在宅センター	戸塚区上倉田町 1,921 番地
	(旧) さくら薬局 戸塚店	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等の 名称	訪問看護ステーション等の 所在地
令和 5 年 11 月 1 日	秋葉マネジメント 会社	中区伊勢佐木町 6 丁目 132 番地の 1	訪問看護ステーションことぶき	(新) 中区松影町 3 丁目 11 番地の 8
				(旧) 中区伊勢佐木町 6 丁目 13 番地の 1

横浜市告示第 44 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 12 月 7 日	立原 翔	(新)株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院	(新)戸塚区前田町 50 番地
		(旧)はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧ひまわり治療院都筑	(旧)都筑区中川一丁目 20 番 1 号
令和 5 年 12 月 14 日	高橋大輔	開設なし	(新)都筑区中川中央一丁目 3 番 14 号
			(旧)緑区鴨居三丁目 17 番 1 号

横浜市告示第 45 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 8 月 15 日	湯川歯科医院	瀬谷区下瀬谷三丁目 41 番地の 2
令和 5 年 10 月 31 日	神歯科クリニック	港南区日限山二丁目 1 番 33 号
令和 5 年 11 月 1 日	シナモン薬局	磯子区岡村七丁目 24 番 21 号
令和 5 年 11 月 20 日	天王町メロン薬局	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 18 番地の 9
令和 5 年 11 月 27 日	林歯科医院	港北区綱島東一丁目 6 番 15 号
令和 5 年 11 月 30 日	天崎内科医院	中区末広町 2 丁目 4 番地の 8
同	田奈あおば薬局	青葉区田奈町 77 番地 の 80
同	イーデンタルクリニ ック	都筑区池辺町 4,035 番地の 1
同	とつか眼科分院	戸塚区戸塚町 16 番地 の 10
同	イシイクリニック	戸塚区戸塚町 4,133 番地
令和 5 年 12 月 3 日	ひまわり調剤横浜北 部薬局	青葉区市ケ尾町 1,05 2 番地の 1
令和 5 年 12 月 4 日	医療法人社団クロー ヴァ歯科クリニック	都筑区北山田三丁目 12 番 13 号
令和 5 年 12 月 10 日	神仙堂薬局	磯子区杉田二丁目 1 番 7 号
令和 5 年 12 月 20 日	雨宮歯科医院	神奈川区三枚町 244 番地

令和 5 年 12 月 31 日	ムラヤマ内科クリニック	青葉区藤が丘一丁目 28 番地の 17
------------------	-------------	------------------------

横浜市告示第 46 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 10 月 19 日	荻 窪 翔	下高井戸ヒーリングプラザ整骨院	東京都世田谷区松原 3 丁目 40 番 7 号

横浜市告示第 47 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	医療法人社 団 洋光会	港南区丸山 台二丁目 41 番 1 号	いずみ医院	港南区丸山台 二丁目 41 番 1 号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	医療法人社 団 洋光会	港南区丸山 台二丁目 41 番 1 号	いずみ医院	港南区丸山台 二丁目 41 番 1 号

横浜市告示第 48 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 10 月 16 日	(新)株式会社 ウイング (旧)有限会社 ウイング	岩手県紫波 郡紫波町桜 町 22 番地の 7	ウイング薬局 阪東橋店	南区浦舟町 3 丁目 43 番地の 6

2 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	A m b e r L L C 合同 会社	神奈川県七 島町 35 番地	コハク	(新)中区長者町 2 丁目 5 番地 の 14 (旧)神奈川県三 ツ沢中町 18 番 16 号
令和 5 年 11 月 13 日	利他の株式 会社	(新)旭区二俣 川二丁目 50 番地の 14 (旧)旭区二俣 川一丁目 2 番地の 1	ダスキンヘル スレント横浜 北ステーション	都筑区大熊町 145 番地の 1
同	同	(新)旭区二俣 川二丁目 50 番地の 14 (旧)旭区二俣 川一丁目 2 番地の 1	ダスキンヘル スレント横浜 西ステーション	瀬谷区南台一 丁目 39 番地の 2

3 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年	A m b e r	神奈川県七	コハク	(新)中区長者町

11 月 1 日	L L C 合同 会社	島町 35 番地		2 丁目 5 番地 の 14 (旧) 神奈川区三 ツ沢中町 18 番 16 号
令和 5 年 11 月 13 日	利他の株式 会社	(新) 旭区二俣 川二丁目 50 番地の 14 (旧) 旭区二俣 川一丁目 2 番地の 1	ダスキンヘル スレント横浜 北ステーショ ン	都筑区大熊町 145 番地の 1
同	同	(新) 旭区二俣 川二丁目 50 番地の 14 (旧) 旭区二俣 川一丁目 2 番地の 1	ダスキンヘル スレント横浜 西ステーショ ン	瀬谷区南台一 丁目 39 番地の 2

4 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社キ ュアメディ カル	(新) 戸塚区下 倉田町 1, 14 1 番地 (旧) 戸塚区戸 塚町 2, 845 番地の 10	歩行訓練特化 型デイサービ ス a s h i a t o さちが丘 店	旭区さちが丘 18 番地の 10
同	同	(新) 戸塚区下 倉田町 1, 14 1 番地 (旧) 戸塚区戸 塚町 2, 845 番地の 10	リハビリ型デ イサービスプ ラス下倉田店	戸塚区下倉田 町 1, 141 番地
同	同	(新) 戸塚区下 倉田町 1, 14 1 番地 (旧) 戸塚区戸 塚町 2, 845 番地の 10	リハビリ型デ イサービスプ ラス上飯田店	泉区和泉町 6, 548 番地の 1
同	同	(新) 戸塚区下 倉田町 1, 14	リハビリ型デ イサービスプ	泉区中田東一 丁目 34 番 22 号

		1 番地 (旧)戸塚区戸塚町 2,845 番地の 10	ラス中田店	
--	--	--------------------------------	-------	--

5 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 9 月 21 日	株式会社とみいはうす	(新)南区六ツ川二丁目 12 番地の 13	居宅介護支援ケアオフィス翔	南区六ツ川二丁目 123 番地の 13
		(旧)南区永田南二丁目 12 番 24 号		
令和 5 年 7 月 1 日	株式会社まいくるケア	(新)東京都世田谷区北鳥山 7 丁目 30 番 25 号	まいくるケアステーション	鶴見区下末吉二丁目 21 番 19 号
		(旧)川崎市幸区南加瀬 5 丁目 18 番 7 号		

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 10 月 16 日	(新)株式会社ウイング	岩手県紫波郡紫波町桜町 22 番地の 7	ウイング薬局 阪東橋店	南区浦舟町 3 丁目 43 番地の 6
	(旧)有限会社ウイング			

7 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	Ambler LLC 合同会社	神奈川県七島町 35 番地	コハク	(新)中区長者町 2 丁目 5 番地の 14
				(旧)神奈川県三ツ沢中町 18 番 16 号
令和 5 年 11 月 13 日	利他の株式会社	(新)旭区二俣川二丁目 50	ダスキンヘルスレント横浜	都筑区大熊町 145 番地の 1

		番地の 14 (旧)旭区二俣川一丁目 2 番地の 1	北ステーション	
同	同	(新)旭区二俣川二丁目 50 番地の 14 (旧)旭区二俣川一丁目 2 番地の 1	ダスキンヘルスレント横浜西ステーション	瀬谷区南台一丁目 39 番地の 2

8 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	A m b e r L L C 合同 会社	神奈川区七 島町 35 番地	コハク	(新)中区長者町 2 丁目 5 番地 の 14
				(旧)神奈川区三 ツ沢中町 18 番 16 号
令和 5 年 11 月 13 日	利他の株式 会社	(新)旭区二俣 川二丁目 50 番地の 14	ダスキンヘル スレント横浜 北ステーション	都筑区大熊町 145 番地の 1
		(旧)旭区二俣 川一丁目 2 番地の 1		
同	同	(新)旭区二俣 川二丁目 50 番地の 14 (旧)旭区二俣 川一丁目 2 番地の 1	ダスキンヘル スレント横浜 西ステーション	瀬谷区南台一 丁目 39 番地の 2

9 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社キ ュアメディ カル	(新)戸塚区下 倉田町 1,14 1 番地 (旧)戸塚区戸	歩行訓練特化 型デイサービス s a s h i a t o さちが丘	旭区さちが丘 18 番地の 10

		塚町 2,845 番地の 10	店	
同	同	(新) 戸塚区下 倉田町 1,14 1 番地 (旧) 戸塚区戸 塚町 2,845 番地の 10	リハビリ型デ イサービスプ ラス下倉田店	戸塚区下倉田 町 1,141 番地
同	同	(新) 戸塚区下 倉田町 1,14 1 番地 (旧) 戸塚区戸 塚町 2,845 番地の 10	リハビリ型デ イサービスプ ラス上飯田店	泉区和泉町 6, 548 番地の 1
同	同	(新) 戸塚区下 倉田町 1,14 1 番地 (旧) 戸塚区戸 塚町 2,845 番地の 10	リハビリ型デ イサービスプ ラス中田店	泉区中田東一 丁目 34 番 22 号

横浜市告示第 49 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	株式会社キンロウ	西区伊勢町 3 丁目 128 番地	アローネ横浜	西区伊勢町 3 丁目 128 番地
令和 5 年 12 月 31 日	有限会社なんでも舎ケアサービス	港北区大倉山一丁目 19 番 10 号	なんでも舎ケアサービス	港北区大倉山一丁目 19 番 10 号
同	特定非営利活動法人美しが丘倶楽部	青葉区美しが丘四丁目 1 番地の 15	NPO 法人美しが丘倶楽部	青葉区美しが丘四丁目 1 番地の 15

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 31 日	有限会社あすか	中区弥生町 3 丁目 29 番地の 19	きらり訪問看護ステーション	中区石川町 5 丁目 217 番地の 4

3 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	有限会社ピュア・ケア・ショイナ	戸塚区汲沢町 474 番地の 6	小規模多機能型居宅介護しようわ	戸塚区汲沢六丁目 25 番 15 号

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	特定非営利活動法人ワ	戸塚区上倉田町 391 番	たすけあい戸塚居宅介護支	戸塚区上倉田町 391 番地の

	ーカーズ・コレクティブたすけあい戸塚	地の 5	援部	5
令和 5 年 12 月 31 日	有限会社柔整戸塚居宅介護サービスセンター	戸塚区鳥が丘 79 番地の 13	有限会社柔整戸塚居宅介護サービスセンター	戸塚区鳥が丘 79 番地の 13

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 12 月 31 日	有限会社あすか	中区弥生町 3 丁目 29 番地の 19	きらり訪問看護ステーション	中区石川町 5 丁目 217 番地の 4

6 居宅介護事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 30 日	有限会社ピュア・ケア・ショイナ	戸塚区汲沢町 474 番地の 6	小規模多機能型居宅介護しろうわ	戸塚区汲沢六丁目 25 番 15 号

横浜市告示第 50 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社なごみ	青葉区市ケ尾町 834 番地の 4	青葉なごみ	青葉区市ケ尾町 834 番地

2 居宅介護事業者（通所介護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社なごみ	青葉区市ケ尾町 834 番地の 4	青葉なごみライフ	青葉区市ケ尾町 834 番地の 4

3 居宅介護支援事業者

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社なごみ	青葉区市ケ尾町 834 番地の 4	青葉なごみ	青葉区市ケ尾町 834 番地

4 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社なごみ	青葉区市ケ尾町 834 番地の 4	青葉なごみ	青葉区市ケ尾町 834 番地

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地

令和 5 年 12 月 1 日	株式会社 な ごみ	青葉区市ケ 尾町 834 番 地の 4	青葉なごみラ イフ	青葉区市ケ尾 町 834 番地の 4
--------------------	--------------	---------------------------	--------------	--------------------------

横浜市告示第 51 号

地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業の収
納取扱金融機関の指定の一部改正

地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業の収納取扱金
融機関の指定（昭和 39 年 4 月横浜市告示第 57 号）の一部を次のよう
に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

表中

「			」
	みずほ信託銀行株式会社	全国	

を削り、

「			」
	三井住友信託銀行株式会社	横浜市内及び神奈 川県下並びに東京 都内	

を

「			」
	三井住友信託銀行株式会社	同	

に改める。

横 浜 市 告 示 第 52 号

保 存 す べ き 樹 木 の 指 定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき樹木として、次の樹木を
指定した。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 樹 木	指 定 年 月 日
中 区 山 手 町 82 番 内 の ヒ マ ラ ヤ ス ギ	令 和 5 年 12 月 25 日
戸 塚 区 汲 沢 二 丁 目 27 番 の 1 内 の ク ス ノ キ	

公 告

横浜市公告第 80 号

下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者
の決定に関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者公募

(2) 対象用地の所在等

対象用地の所在	占用面積 (㎡)
旭区市沢町字馬場崎 262 番の 7	187.59
港北区大倉山六丁目 2,243 番の 5	121.82
港北区新吉田東三丁目 3,709 番の 6、 同番の 7 及び同番の 12	149.42
港北区高田東四丁目 996 番の 3	158.90
瀬谷区中屋敷二丁目 6 番の 9	170.00
瀬谷区本郷三丁目 45 番の 14	292.00
川崎市中原区井田二丁目 1,158 番の 1	329.45

(3) 納付金

入札書に記載する金額は、1 年当たりの納付金の額（駐車場
運営による 1 年当たりの収入見込み額の一部）の 110 分の 100
に相当する金額とする。

なお、納付金とは別に、占用料が必要となるため留意するこ
と。詳細については、下水道管理用地を活用した時間貸し自動
車駐車場事業者公募実施要項（以下「公募実施要項」という。
）による。

(4) 対象用地の使用目的（用途指定）

公募実施要項による。

(5) 事業期間

事業実施協定締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

ただし、公募実施要項に事業期間の更新に関する事項がある
ので留意すること。

(6) 入札に付す条件

公募実施要項による。

2 公募実施要項の交付

(1) 交付期間

令和6年2月15日から令和6年3月4日まで。

(2) 交付場所

横浜市ホームページからダウンロード

アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuideo/gesuideo/sisankatuyou/youtikatuyou.html>

3 入札参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び市税の滞納がないこと。

(4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに事業実施協定を締結し、占用料及び納付金の支払いが可能であること。

(5) 公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(7) 事業実施協定締結時までに契約保証金の支払いが可能であること。

4 入札参加の手續

(1) 必要書類

公募実施要項による。

(2) 受付方法

書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）

(3) 受付期間

令和6年2月15日から令和6年3月4日午後5時00分まで必着（持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 宛先

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10

横浜市環境創造局下水道計画調整部下水道事業マネジメント課

5 入札方法及び開札の日時及び場所

(1) 入札方法

書留又は簡易書留郵便で入札書等を提出（持参可）

令和 6 年 3 月 19 日から令和 6 年 3 月 25 日午後 5 時 00 分まで必着（持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

（宛先）入札参加の手續の宛先と同じ

(2) 開札

令和 6 年 3 月 26 日（火）午後 2 時 00 分

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市庁舎 28 階 N 01 会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 契約保証金

1 年当たりの納付金の額の 4 分の 1 に相当する金額を納付すること。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 記名を欠く入札

(5) 入札者又はその代理人が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、その全ての入札

(6) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

(7) 委任状の提出がない代理人がした入札

(8) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

9 納付金の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

10 その他

詳細は公募実施要項による。

横浜市公告第 81 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、たちばな台地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 2 月 15 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 2 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 3 月 26 日午前 10 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
青葉区市ケ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所 3 階 301 会議室

横 浜 市 公 告 第 82 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 常 盤 台 み ど り が 丘 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 83 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 5 月 18 日 第 2023 開 1301 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区南軽井沢 5 番地の 1
株式会社あさひハウジングセンター
代表取締役 香山裕司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区矢部町 1,502 番の 1、1,502 番の 3、1,502 番の 4 の一部、1,502 番の 8 から 1,502 番の 10 まで、1,502 番の 11 の一部、1,502 番の 12、1,504 番の 1 の一部、1,504 番の 2 の一部、1,505 番の 8 の一部、1,505 番の 9 の一部、1,505 番の 14 の一部、1,509 番の 2 の一部、1,509 番の 5 の一部、1,512 番の口の 1 の一部、1,529 番の 1 の一部、1,529 番の 2 の一部及び 1,529 番の 4

横 浜 市 公 告 第 84 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 5 月 29 日 第 2023 開 602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 相 生 町 4 丁 目 69 番 地 の 1
浜 土 地 株 式 会 社
代 表 取 締 役 齋 藤 護
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 港 南 台 一 丁 目 3,506 番 の 4 、 3,506 番 の 16 、 3,506 番 の
17 及 び 3,506 番 の 19 か ら 3,506 番 の 25 ま で

横 浜 市 公 告 第 85 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 10 日 第 2023 開 1804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12
ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 東 山 田 町 1,495 番 の 2 の 一 部 、 1,496 番 の 4 の 一 部 、 1,
496 番 の 5 、 1,497 番 の 3 の 一 部 、 1,497 番 の 8 及 び 1,497 番 の
9

横 浜 市 公 告 第 86 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 1 日 第 2023 開 1606 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
横 須 賀 市 日 の 出 町 1 丁 目 7 番 地
株 式 会 社 ベ ル テ ッ ク ス
代 表 取 締 役 武 田 哲
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 中 央 北 三 丁 目 4,432 番 の 18 、 4,432 番 の 25 、 4,432 番
の 26 の 一 部 、 4,432 番 の 27 、 4,432 番 の 28 、 4,461 番 の 1 、 4,46
1 番 の 4 、 4,461 番 の 5 及 び 4,462 番 の 4 か ら 4,462 番 の 11 ま で

横 浜 市 公 告 第 87 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 7 日 第 2023 開 1402 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 九 段 南 2 丁 目 3 番 18 号
ト ヨ タ ホ ー ム 東 京 株 式 会 社
代 表 取 締 役 近 藤 浩 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 北 新 17 番 の 24 、 17 番 の 104 から 17 番 の 109 ま で 、 21 番 の
18 及 び 21 番 の 84 から 21 番 の 94 ま で

横浜市公告第 88 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 2 ・ 4 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 1 月 30 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
44.99 m
- 5 指定の場所
神奈川区神大寺一丁目 970 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社インターリアルエステート
代表取締役 市村文孝

横浜市公告第 89 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 4 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 2 月 1 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
19.81 m
- 5 指定の場所
中区西竹之丸 96 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社太田不動産
代表取締役 伊藤 健

横浜市公告第 90 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 7 ・ 7 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 1 月 31 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
32.62 m
- 5 指定の場所
保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目 11 番の 9
- 6 申請者の氏名
株式会社あさひハウジングセンター
代表取締役 香山 裕 司

横 浜 市 公 告 第 91 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 13 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 1 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
23.30 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 柏 尾 町 775 番 の 10 及 び 775 番 の 11
- 6 申 請 者 の 氏 名
有 限 会 社 石 橋 建 設
代 表 取 締 役 石 橋 哲 也

横浜市公告第 92 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 34・33 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 2 月 1 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
21.70 m
- 5 廃止の場所
港北区大倉山三丁目 521 番の 8 地先から 526 番の 20 地先まで

横浜市公告第 93 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 27・41 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 2 月 2 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
32.03 m
- 5 廃止の場所
神奈川区六角橋四丁目 724 番の 1 地先から 725 番の 34 地先まで

横浜市公告第 94 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・3 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 1 月 31 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
25.50 m
- 5 廃止の場所
港南区日野南一丁目 5,177 番の 5 地先から 5,177 番の 8 地先まで

区 告 示

南区告示第 1 号（令和 6 年 1 月 26 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、鶴ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 26 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	篠 田 久 雄 南 区 別 所 中 里 台 9 番 7 号	西 勝 宏 南 区 別 所 中 里 台 6 番 8 号

旭区告示第 5 号（令和 6 年 2 月 2 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、善部西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 2 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	堀 池 成一郎 旭区善部町 50 番地の 43	成 富 寿 旭区善部町 31 番地の 30

旭区告示第 6 号（令和 6 年 2 月 2 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、善部西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 2 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	成 富 寿 旭区善部町 31 番地の 30	河 野 深 雪 旭区善部町 58 番地の 16

区 公 告

瀬谷区公告第 1 号（令和 6 年 1 月 29 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 1 月 29 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 38 - 16 浜 横浜	令和 5 年 7 月 13 日
横 39 - 36 浜 横浜	令和 3 年 3 月 6 日
横 39 - 37 浜 横浜	令和 5 年 8 月 8 日
横 59 - 77 浜 横浜	令和 5 年 9 月 4 日

教育委員会



横浜市教育委員会告示第 3 号

公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

令和 6 年 2 月 15 日

横浜市教育委員会

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立阿久和小学校印	令和 6 年 4 月 1 日	 <p>(方 45 ミリメートル)</p>
横浜市立阿久和小学校長印	令和 6 年 4 月 1 日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>

正 誤

令和 5 年 定期 第 152 号 86 ページ 下 から 4 行 目 「 2 」 は 「 3 」 、 87 ページ 上 から 4 行 目 「 3 」 は 「 4 」 の 誤 り 。